

○ 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則新旧対照表

改正案

現行

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第二号。以下「条例」という。)第七条及び第八条の規定に基づき、広島県立総合技術研究所に置かれたセンター(以下「センター」という。)の設備(以下「設備」という。)の利用及びセンターに対する試験、検査、分析等(以下「試験等」という。)の依頼に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第二号。以下「条例」という。)第七条及び第八条の規定に基づき、広島県立総合技術研究所に置かれたセンター(以下「センター」という。)の設備(以下「設備」という。)の利用及びセンターに対する試験、検査、分析、鑑定等(以下「試験等」という。)の依頼に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の取扱方法の指導)

第十三条 所長は、設備の操作その他の取扱方法について利用者から申出があつた場合には、必要な指導をするものとする。

第十三条～第十八条 (略)

第十四条～第十九条 (略)